

検討項目 委員提案資料（追加分）

委員名	通し 番号	規制改革事項	ページ
佐久間 委 員	①	太陽光発電を促進するための工場立地規制の見直し	1
	②	企業グループでの産業廃棄物の自ら処理	2
	③	再生利用認定制度の拡充によるリサイクルのさらなる推進	3
	④	廃棄物処理施設設置許可の欠格要件の見直し	4
	⑤	廃棄物判断基準における輸送費の取扱いの柔軟化	5
	⑥	資源有効利用促進法における石炭灰の有効利用用途の拡大	6
	⑦	火力発電所をリプレイスする場合の環境影響評価 手続簡素化	7
	⑧	圧縮天然ガス自動車の充電設備（CNGスタンド）の蓄ガス最上限の緩和	8

規制改革事項①

規制改革事項	太陽光発電を促進するための工場立地規制の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 一定規模（敷地面積が 9,000 m²又は建築面積の合計が 3,000 m²）以上の太陽光発電所は工場立地法の届出の対象となっているため生産施設面積は敷地面積の 50%までしか認められない。</p> <p>【根拠法令】 工場立地法第 6 条、施行令第 1 条</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	太陽光発電を促進する観点から、太陽光を原動力とする発電所を工場立地法の届出対象から除外すべきである。
要望具体例、 経済効果等	工場立地法は、水力又は地熱を原動力とする発電所については既に届出対象から除外している。これら発電設備と同様に、騒音の発生や環境負荷物質の排出の恐れがない太陽光発電所についても、届出対象からはずすことで太陽光発電を促進することができ、もって政府が進める再生可能エネルギーの普及を後押しすることになる。

規制改革事項②

規制改革事項	企業グループでの産業廃棄物の自ら処理
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】</p> <p>現行制度では、グループ内で連携して産業廃棄物の処理を行う場合、排出側と処理側の法人格が異なれば、産業廃棄物処理業の許可が必要となるため、事務手続きも煩雑となり、効率的な廃棄物処理を進めることができない。昨今、企業経営の効率化の観点から、企業の分社化が進んでいる。たとえば、廃棄物の処理設備を持つ親会社が製造した商品を、分社化した子会社が卸売業として販売する場合、子会社が親会社に不良品等のリサイクル処理を委託する際には、親会社は産業廃棄物処理業の許可を取得しなければならない。</p> <p>また、生産工程で発生した産業廃棄物を、廃棄物処理設備をもつ同一法人内の事業場に運搬する際、自社製品の物流を活用すれば効率的であるが、運搬をグループ会社が行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となる。</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法第3条、第7条、第12条、第14条 ・ 同施行令第2条、同施行規則第10条の3 <p>産業廃棄物の処理を持分法適用会社等に委託する場合には、予めグループの範囲を明確にした上で、グループ内で発生する産業廃棄物の処理を同一法人の「自ら処理」と位置付け、産業廃棄物処理業の許可を不要とするような選択肢を用意すべきである。</p> <p>同様に、産業廃棄物をグループ会社が収集運搬する場合についても、同一法人の「自ら運搬」とみなし、産業廃棄物収集運搬業の許可を不要とするような選択肢を用意すべきである。</p>
要望具体例、経済効果等	<p>グループ内での産業廃棄物の再生利用が促進すれば、資源の有効利用につながる。また、都市部で不足しているバイオマス等からのエネルギー回収が進めば、地球温暖化対策にもつながる。</p>

規制改革事項③

規制改革事項	再生利用認定制度の拡充によるリサイクルのさらなる推進
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 廃棄物が再生利用認定を受けるに際し、標準的な規格がある再生品であることや利用者の需要に適合していること等の条件があり、認定対象物は9種類しか認められていない（2008年4月現在）。</p> <p>※環境省令で定める廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令等で定める基準に基づき環境大臣の認定を受けることができ、この認定を受けた者については、処理業の許可や処理施設設置の許可が不要。</p> <p>※認定の対象となる廃棄物は、建設汚泥を高規格堤防の築造に用いることを除き、セメントや、鉄鋼製品の原材料として利用する場合などに限られている。</p> <p>【根拠法令】 廃棄物処理法第15条の4の2</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>再生利用が担保されているものについて、再生利用認定制度の対象にしていくべきである。</p> <p>例①：製鉄プロセスで発生する鉄鋼スラグを工事用資材や土地造成材などに再利用する場合</p> <p>例②：店頭で回収した発泡トレイ等をハンガー、額縁などのプラスチック製品に再資源化する場合</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>当該廃棄物が再生利用認定対象物となれば、各自治体も廃棄物処理業者および廃棄物処理施設の設置が不要となり、効率的にリサイクルが進められる。</p> <p>また、収集運搬・中間処理業者も許可業者に限定されることはなくなるため、コスト低下につながる。</p>

規制改革事項④

規制改革事項	廃棄物処理施設設置許可の欠格要件の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 現行制度では、廃棄物処理法以外の環境関連法に違反し、罰金刑以上に処せられた場合、廃棄物処理施設設置に関する許可が取り消しとなる。</p> <p>【根拠法令】 ・ 廃棄物処理法第 14 条の 3 の 2、第 15 条の 3</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	環境関連法違反による廃棄物処理施設の設置許可の取り消しは、悪質な法違反に限定すべきである。
要望具体例、 経済効果等	<p>現在、複合経営の一環として廃棄物処理を実施する企業や、自ら処理によるゼロエミッションに取り組む企業の活動の制約条件となっている。</p> <p>たとえば、工場内で何らかの過失や事故によって水濁法違反を引き起こした場合、自工場から発生する廃棄物等を減容処理するための焼却施設等の許可がすべて取消しとなり、工場が停止してしまう。また、複数の工場がある場合には、問題があった工場のみではなく、すべての工場が停止することにより、生産活動に多大な影響を与える。</p>

規制改革事項⑤

規制改革事項	廃棄物判断基準における輸送費の取扱いの柔軟化
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 廃棄物該当性の判断については、環廃産発 050325002 号において輸送人の取扱いを明確にした。引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が販売価格を上回る製品については、廃棄物と判断される場合がある。</p>
	<p>【根拠法令】 環廃産発第 050812003 号 2005 年 8 月 12 日 行政処分の指針について 環廃産発 050325002 号 2005 年 3 月 25 日 「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」において平成 16 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）</p>
規制改革要望・賛成の意見等	廃棄物該当性判断に際しては、輸送費が販売価格を上回り排出事業者側に経済的損失が生じている場合であっても、有用な製品として市場性があり製品規格等が整っているものについては、輸送費を含めずに取引価値の有無を判断すべきである。
要望具体例、 経済効果等	当該物の売却先が近隣地域の場合は「有価物」であっても、遠隔地の場合に「廃棄物」と判断されれば、廃棄物処理法の規制がかかることで、広域での利用促進が阻害される。売却先の遠近によって、副産物の処理方法や性状が変わるわけではないため、輸送費の変動によって廃棄物であるか否かが左右されることにより、処理等の許可の要否が変わってくることは、法的な安定性を欠く。

規制改革事項⑥

規制改革事項	資源有効利用促進法における石炭灰の有効利用用途の拡大
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 石炭灰の有効利用として認められている土地造成材は、「地方公共団体又は地域振興整備公団等が実施する土地造成事業等に対して供給される石炭灰」に限定されている。</p> <p>【根拠法令】 電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について（平成3年12月24日付け3資庁第14230号）別表（石灰石の主な用途）</p>
規制改革要望・賛成の意見等	石炭灰の有効利用として認められている土地造成材について、陸上での「電気事業用の発電設備の建設」「植林事業」に対して供給される石炭灰についても、事業の公益性に鑑み、石炭灰の有効利用に該当するよう運用を見直すべきである。
要望具体例、 経済効果等	<p>公有水面埋立法により都道府県の免許を受けて行われる海上埋立工事に対して供給される石炭灰については、公共性が高いことなどを理由に、土地造成材（石炭灰の有効利用）に該当するとされている。</p> <p>同様に、陸上での「電気事業用の発電設備の建設」「植林事業」に対して供給される石炭灰についても、事業の公益性が高いことを踏まえ、土地造成材に加えれば、石炭灰の利用促進につながる。</p>

規制改革事項⑦

規制改革事項	火力発電所をリプレイスする場合の環境影響評価手続簡素化
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 環境影響評価法第1条は、環境影響の程度が大きい事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続きその他所要事項を定めているが、環境影響の程度が低減される火力発電所のリプレイスを考慮していない。 加えて、環境影響評価法に基づく基本的事項では、「対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、これらの撤去又は廃棄に係る影響」評価が必要とされており、単独の撤去工事であれば評価不要な内容についても、火力発電所をリプレイスする場合には評価する必要があるとあり、リプレイス工事の着工が遅れる原因の1つとなっている。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価法第2条に基づく同法施行令第1条の別表第一 ・ 環境影響評価法に基づく基本的事項（環境庁告示第87号） <ul style="list-style-type: none"> 第二 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項 四 環境影響評価の項目の選定に関する事項（2）
規制改革要望・賛成の意見等	環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレイス工事について、環境影響評価手続き（アセス手続き）の対象外とすべきである。
要望具体例、 経済効果等	火力発電所をリプレイスする場合で、環境負荷が減少する設備に更新する場合について、アセス手続きの全部又は一部を省略することにより、改修期間の短縮を図るとともに、環境負荷が減少する設備の早期導入を促進し、もって環境負荷低減の早期実現につながる。

規制改革事項⑧

<p>規制改革事項</p>	<p>圧縮天然ガス自動車の充てん設備（CNGスタンド）の蓄ガス最上限の緩和</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 CNGスタンドの蓄ガス量の上限は、貯蔵形態やガス種に関係なく一律であることから、地域によっては、そのニーズを下回る量のガスしか蓄積できないなど、実用的な規模のCNGスタンド建設が困難となっている。 ※例えば、商業系地域における現行の蓄ガス量の上限は700Nm³であるが、これを準工業地域上限の3,500Nm³にまで引き上げると、バス等大型車両2台分→10台分、中型トラック4台分→20台分のガス供給が可能となる。</p> <p>【根拠法令】 建築基準法施行令第116条、第130条の9</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>CNGスタンドの蓄ガス最上限量を引き上げるべきである。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>CNGスタンドは従来のガソリンスタンドよりも更なる安全対策が講じられており、また、圧縮天然ガスも、空気より軽く容易に拡散し燃焼範囲も狭いため他の可燃ガスより安全性が高い。また、新潟県中越沖地震の際、CNGスタンドを拠点として周辺の重要施設へガス供給を実施した経緯もあり、災害時等に有効活用が可能である。</p>